

紹介します 医療的ケア児の支援

医療的ケア児とは、日常生活・社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引、経管栄養などの医療的援助を日常的に受けることが必要な子どものこと。市には、2月現在で10人が医療的ケア児として登録されています。

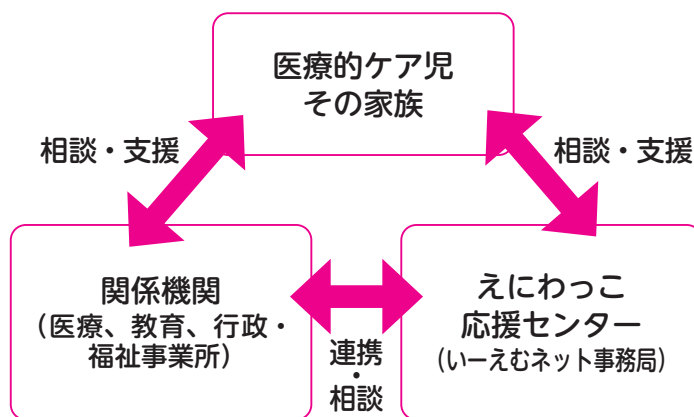
令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。医療的ケア児が、地域で安心して暮らしていくために。市が行っている「第3期えにわっこ☆すこやかプラン」、「えにわ障がい福祉プラン」に基づいた取り組みを紹介します。

えにわっこ応援センター（☎ 33-3131 内線 1234）

恵庭市の取り組みの紹介

恵庭市医療的ケア児支援協議会（いーえむネット）の設置、開催

医療的ケア児と家族が安心して地域で生活していくため、医療、保健、福祉、教育など関係する機関が連携し、年に1度、課題や対応について継続的に意見交換・情報共有を行っています。



医療的ケア児等コーディネーターの配置

えにわっこ応援センターでは、医療的ケア児の新生児医療などの医療機関から在宅への生活拠点の移行、就園に向けてのサポートなどを行っています。また、医療、保健、福祉、教育などの関係機関などと調整し、個々の発達に応じた支援や制度をつなぐための「医療的ケア児等コーディネーター」を、令和5年度から配置しています。



医療的ケア児等コーディネーターの

声

医療的ケア児が保育園・こども園に入っているときに、保護者と一緒に話をすることが多いです。入園の時はもちろん、入園後もお互いの困りごとを聞いて、解決策を探るなど、橋渡しの役割を担っています。医療的ケア児と言うと相手に構えられてしまうことも多いのですが、地域で暮らし、同級生と共に過ごしていくための手段を、一緒に考えていきたいです。



医療的ケア児は、どのような支援を必要としているの？

医療的ケア児とひとくくりに言っても、状況はさまざまです。自宅にいるのか、通園・通学しているのか、どのような医療的ケアを受けているのかなどによって、必要な支援は一人ひとり変わってきます。また、本人だけではなく、日常的に子どもたちのケアをしている家族への支援も大切です。

医療的ケア児が安心して地域で暮らすためには、支援を活用することはもちろん、同じ地域に住む私たちも「医療的ケア児」について関心を持つことが大切です。

いざという時に、周囲で自然に支えることができる地域となるよう、これからも周知・啓発を進めていきます。



■代表的な医療的ケア■

医療的ケアとは、医師や看護師の指導のもと、本人や家族などが治療目的ではなく生活援助を目的として行う行為のことです。

- ・ **経管栄養**：栄養や水分をチューブなどでとること
- ・ **吸引**：痰などを吸引器などで吸うこと
- ・ **導尿**：ぼうこうにたまっている尿をチューブで出すこと
- ・ **酸素療法**：高濃度の酸素を酸素ボンベや装置からチューブを通して吸入すること

利用できるサービス

医療的ケア児が安心して日常生活を送ることができるように、サービスを提供しています。事業の詳細は市ホームページを確認ください。

市ホームページ▶▶▶



医療的ケア児レスパイト事業
(令和7年度新規)

教育施設等巡回看護師派遣事業

外出支援サービス事業

日中一時支援事業 (重度心身入浴型)

障がい児通所支援事業
(児童発達支援・放課後等デイサービス等)

医療的ケア児の母(武田さん)の

声

高校生の長女が複合的な障がいを持つ医療的ケア児で、金曜日や長期休暇の時に、障がい児通所支援事業を利用しています。

私は現在、相談支援の仕事をしていて、障がいがあるお子さんの親に、自身の経験を伝えたりサービスの紹介をしたりしています。お話を聞いていると、ここ2～3年で少しずつ支援の環境はよくなってきていると感じます。ただ、コーディネーターがいても、使える制度や社会資源はまだまだ少ないのが現実。私自身も、高校卒業後の長女の居場所について、どのようにするのが長女のためになるのか、と悩んでいます。

地域の皆さんには、医療的ケア児だからと必要以上に構えることなく、自然に受け入れてもらえたらうれしいですし、地域にひとつでも多く、誰でも集える居場所があればいいなと思っています。



相談先の紹介

●えにわっこ応援センター

乳幼児健診、手当、支援サービスなどを一体的に案内し、手続きすることができます。また、必要に応じて庁内外の関係機関と連携しサポートします。

- ・ 母子保健担当 (内線 1253)：乳幼児健診、赤ちゃん訪問
- ・ 児童福祉担当 (内線 1234)：療育手帳、障がい児通所支援事業、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具
- ・ 給付担当 (内線 1243)：特別児童扶養手当

●障がい福祉課

障がいの内容や程度に応じて、各種手続きや障がい福祉サービスの給付を行います。

- ・ 自立支援担当 (内線 1219)：日常生活用具の給付、特別障害者手当など

